

加入の手続きはお早めに

見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。ただし、請求期限は事故日翌日から2年間となりますので、期限までにご請求ください。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

【令和5年度共済事業の状況】

加入者数	87,578人
見舞金給付件数	664件
見舞金給付金額	59,280千円

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

令和7年度 茨城県民であればどなたでも加入できます

県民交通災害共済

県内全市町村で運営する助け合いの制度

2月3日(月)より
令和7年度の
加入受付
開始

共済期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和7年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から令和8年3月31日まで

交通事故で死傷した方に
通院[入院]3日目から!
見舞金をお支払いします

一般
年会費

900円

中学生以下500円
途中加入の場合 9月30日以降半額

最高で
見舞金 100万円
死亡
死亡見舞金 傷害見舞金 身障見舞金
100万円 2~30万円 50万円

詳しくは裏面をご覧下さい。

県民交通災害共済制度のご案内

県民交通災害共済は、茨城県全市町村が共同で運営しており、住民の方であれば年齢制限なくどなたでも加入することができ、会員が交通事故により怪我や死亡等の災害に遭われた場合に見舞金をお支払いする相互共済制度です。会員になることで交通安全の意識を一層高めるとともに、万が一の交通事故に備えてご家族みんなで加入しましょう。

加入できる方

茨城県内の市町村に住民登録されている方であれば、年齢・健康状態を問わず、どなたでもご加入いただけます。

会費について (年間)

900円(中学生以下500円)

※9月30日以降に申込まれた方は半額となります。

申し込み方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて居住地の市役所・町村役場等にお申込み下さい。団体で加入する方法もありますので、市役所・町村役場にご相談下さい。

※年度途中からでも、隨時加入することができます。

対象となる 交通事故

①自動車、バイク、自転車等、車両運転中及び乗車中における事故(転倒含む)
②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故
※上記交通事故の発生場所は、国内の道路上での事故が対象となります。
※加入期間中の事故が対象となります。

交通事故に あつたら

すぐに警察署に届け出て、交通事故証明書を交付してもらえるようにして下さい。

請求の流れ



加入されましたら「会員証のウラ」とこの用紙をよく読んでおきましょう。

お問合せは、居住地の市役所・町村役場窓口へ

県民交通災害共済 Q&A

Q. 県外で寮生活をしている子どもを共済に加入させることはできますか?

A. 加入の日現在で、県内の市町村に住民登録されている方であれば加入できます。

Q. 旅行先で交通事故に遭いました。見舞金の対象になりますか?

A. 日本国内であれば対象になります。

Q. 自転車の運転中に転倒して怪我をした場合、見舞金の対象になりますか?

A. 道路上で自転車運転中の転倒により怪我をした場合は対象となります。ただし、自転車を押して歩いていた場合は、法律上、歩行者扱いとなるため、対象にはなりません。

※自転車の事故でも、警察に届出をすれば交通事故証明書の交付を受けることができます。交通事故証明書がない場合でも、見舞金は請求できますが、最高3万円(9等級)までとなります。

Q. 自転車で道路を走行中、野良犬に咬まれ転倒して負傷した場合は、見舞金の対象になりますか?

A. 転倒したことによる怪我の治療は対象になりますが、犬に咬まれた部位の治療は対象になりません。

Q. 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した場合はどうなりますか?

A. 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した後でも、共済期間の満了までは有効となります。交通事故により怪我をした場合の請求手続きは、加入された市役所・町村役場が窓口になりますのでご注意願います。